

## 長野県議会平成30年2月定例会提出議案の内容

## 長野県総合5か年計画の策定について

## 1 実施方針

## (1) 計画策定の趣旨

技術革新、人口減少と少子高齢化、東京圏への人口の一極集中など、本県を取り巻く環境が大きく加速度的に変化する中、県民が将来にわたってしあわせに暮らし続けられるようにするためには、豊かな自然や独自の文化、健康長寿などの価値を大切に守り育てながら、先行きが見通せない現状を打破し、新しい時代にふさわしい社会の仕組みを創造していかなければならない。

こうした潮流を的確に捉え、県づくりの方向性を明らかにし、県民と共有しながら夢や希望の実現に取り組んでいくため、本計画を策定する。

## (2) 計画の位置づけ

この計画は、県政運営の基本となる総合計画であり、次の性格を有するものとする。

- ア 概ね2030年の長野県の将来像を展望し、これを実現するための今後5年間の行動計画
- イ まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ウ SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）の達成に寄与するもの

## (3) 基本目標

確かな暮らしが営まれる美しい信州～学びと自治の力で拓く新時代～

## (4) 政策推進の基本方針

「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現に向けた、今後5年間の政策推進の基本方針を次のとおりとする。「学びと自治の力」が推進エンジンとなって全体を牽引し、クリエイティブな社会、安心して希望あふれる社会をめざし、効果的に政策を展開していく。

また、人口減少社会に立ち向かうこと、県民起点で現場に立脚すること、先端技術を活用すること、様々な主体と連携すること及びグローバルな視点を意識することを政策の構築・実行に当たっての共通視点とする。

## ア 学びの県づくり

- (ア) 生きる力と創造性を育む教育の推進
- (イ) 地域とともに取り組む楽しい学校づくり
- (ウ) 高等教育の振興による知の拠点づくり
- (エ) 生涯を通じて学べる環境の整備

## イ 産業の生産性が高い県づくり

- (ア) 革新力に富んだ産業の創出・育成
- (イ) 地域内経済循環の促進

- (ウ) 海外との未来志向の連携
- (エ) 収益性と創造性の高い農林業の推進
- (オ) 地域に根差した産業の振興
- (カ) 郷学郷就の産業人材育成・確保
- ウ 人をひきつける快適な県づくり
  - (ア) 信州と関わりを持つ「つながり人口」の拡大
  - (イ) 世界を魅了するしあわせ観光地域づくり
  - (ウ) 心豊かな暮らしを実現する文化芸術の振興
  - (エ) 2027年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けたスポーツ振興
  - (オ) 市街地の活性化と快適な生活空間の創造
  - (カ) 中山間地域での暮らしの価値の再発見
  - (キ) 先端技術の積極的な活用・導入
  - (ク) 生活を支える地域交通の確保
  - (ケ) 本州中央部広域交流圏の形成
- エ いのちを守り育む県づくり
  - (ア) 県土の強靱化
  - (イ) ライフステージに応じた健康づくりの支援
  - (ウ) 医療・介護提供体制の充実
  - (エ) 生命・生活リスクの軽減
  - (オ) 地球環境への貢献
- オ 誰にでも居場所と出番がある県づくり
  - (ア) 多様性を尊重する共生社会づくり
  - (イ) 女性が輝く社会づくり
  - (ウ) 人生二毛作社会の実現
  - (エ) 若者のライフデザインの希望実現
  - (オ) 子ども・若者が夢を持てる社会づくり
- カ 自治の力みなぎる県づくり
  - (ア) 個性豊かな地域づくりの推進
  - (イ) 信州のブランド力向上と発信
  - (ウ) 地域振興局を核とした地域課題の解決

## (5) 地域計画

各地域がめざす姿や重点的に取り組む政策を示すため、10の広域圏ごとに独自性を発揮して地域計画を策定し、様々な主体や他地域とも連携・協働しながら魅力ある地域づくりを進める。

## (6) チャレンジプロジェクト

今後も県民が安心して暮らし続けられる県づくりを進めるため、中・長期的視点で次の取組を進める。

- ア 人生を豊かにする創造的な「学び」の基盤づくり
- イ 共創を促進するイノベーティブな産業圏づくり

- ウ 未来に続く魅力あるまちづくり
- エ 美しく豊かな木と森の文化の再生・創造
- オ 安心できる持続可能な医療・介護の構築
- カ 人生のマルチステージ時代における多様な生き方の支援

#### (7) 学ぶ県組織への転換

最高品質の行政サービスを提供し続けるため、職員が新たな知識や技術を主体的に学び続けるとともに、職員の能力を最大限に活かす機能的な組織に転換する。

#### (8) 計画の進捗管理

毎年度政策の進捗状況を評価し、その結果を県議会に報告するとともに、県民に分かりやすく公表する。

### 2 主要な目標

1の実施方針に沿って政策を推進するための目標を次のとおりとする。

- (1) 子どもから大人まですべての県民が主体的に学び、個々の持つ能力を社会の中で発揮している「学びの県」をめざす。
- (2) 時代や環境の変化に柔軟に対応する足腰の強い産業が持続的に発展し、地域の活力を生み出し、県民の生活を支えている「産業の生産性が高い県」をめざす。
- (3) 豊かな自然・文化と利便性を併せ持つ質の高い生活を送り、国内外と活発に交流しながら人生を楽しむことができる「人をひきつける快適な県」をめざす。
- (4) 自らの健康と豊かな自然環境を守り、安心できる暮らしを次世代に継承している「いのちを守り育む県」をめざす。
- (5) 誰もが等しく社会からその存在と役割を認められ、自らの可能性に挑戦し、自分らしく生きている「誰にでも居場所と出番がある県」をめざす。
- (6) 多様な主体が協働しながら地域の課題解決に自ら取り組み、県全体の魅力を高めている「自治の力みなぎる県」をめざす。

### 3 実施期間

平成30年度から5年間